

家畜伝染病予防法の違反事案（海外からの畜産物の違法な持ち込み）への厳格化について

豚やいのししの致死率の高い伝染病であるアフリカ豚熱（ASF）が、2018年8月に、アジア地域において初めて中国で発生が確認され、その後、モンゴル、ベトナム、香港、フィリピン、韓国等の多くの国・地域へ拡大し、日本へのASFの侵入リスクがかつてないほどに高まっています。

我が国にASFを侵入させないためには、旅客が違法に持ち込む肉製品を摘発することが極めて重要であり、農林水産省動物検疫所では、検疫探知犬を活用した検査を強化するとともに、2019年4月22日より海外からの畜産物の違法な持ち込みへの対応を厳格化しました。

さらに2020年3月には、改正家畜伝染病予防法が成立し、農林水産省動物検疫所の家畜防疫官が旅客の携帯品（郵便物・宅配便を含む。）中の畜産物の有無を質問・検査でき、また、検査の結果、発見された違法畜産物について廃棄できるよう措置されました。加えて、違法に畜産物を持ち込んだ場合の罰則が強化され、100万円以下の罰金を引き上げ、300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）としました（2020年4月3日公布、7月1日施行）。

つきましては、日本への畜産物の持ち込みは原則禁止であり、罰則の対象となりますのでご注意ください。詳細は以下の農林水産省ホームページをご確認ください。

○農林水産省動物検疫ウェブサイト

（日本語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（英語での案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/english/product/import.html>

（日本語の漫画での動物検疫制度の案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/comic/jp.html>

以上